

一般財団法人岐阜県サッカー協会諸規程

第1章 旅費・宿泊費規程

(目的)

第1条 この規程は、理事、評議員、委員及び事務職員が、会長の命により出張する場合の旅費・宿泊費の支給について定める。

(旅費)

第2条 会議及び競技会の役員等で出張した場合の旅費は、次に定める方法によって支払うものとする。

(1) JR・私鉄・バス等による旅費の実費を支払う。

(2) 自家用車を利用した場合には、下記に定めるいずれかの方法によって距離を算出し燃料代を支払うものとする。1kmあたりの旅費は、燃料の時価や岐阜県の定める規程に準じてその額を決定し、100円未満は切り上げて支払うものとする。

①岐阜県の定める管内キロ程表に準じて自宅から会場地までの距離によって算出する。(同一市町村内の移動及び10km未満の市町村間の移動は、200円を支払うものとする。)

②インターネット検索により算出する。(同一市内の移動も同様に算出する。)

(宿泊費)

第3条 会議及び競技会の役員等で出張した場合の宿泊費は、次に定める方法によって支払うものとする。

(1) 県内の場合は、日帰りが困難と判断される場合について宿泊を認め、上限を10,000円とする。

(2) 県外の場合は、日帰りが困難と判断される場合について宿泊を認め、上限を12,000円とする。

(3) 前泊についても、当日朝の出発では到着が困難と判断される場合に認める。

付 則：この規程の実施のために必要な事項は、別に定める。

第2章 日当・食料費・講師料・指導費・会議費規程

(目的)

第1条 この規程は、本協会が主催する事業における、日当・食料費・講師料・指導費・会議費の支給について定める。

(日当)

第2条 競技会やその他の事業に役員として4時間以上従事した場合は、3,341円、4時間未満の場合は、1,670円を上限として日当を支払うことができる。ただし、会議に対して日当を支払うことはできない。

(食料費)

第3条 競技会やその他の事業に役員として4時間以上参加した場合は、昼食1,000円、夕食1,500円を上限として食事代実費を食料費として支払うことができる。

(講師料)

第4条 指導者を対象とした講習会の講師を務めた場合は、一日(4時間以上)の上限を8,909円、半日(4時間未満)の上限を4,454円として講師料を支払うことができる。ただし、日当と合わせて支払うことはできない。

(指導費)

第5条 T Cや国体の練習会での選手指導費及び審判員養成のための指導費等は、一日（4時間以上）の上限を3,341円、半日（4時間未満）の上限を1,670円として指導費を支払うことができる。

第6条 T Cや国体の練習会及び審判の指導で宿泊をした場合は、宿泊費の他に一泊の上限を1,113円として指導費を支払うことができる。

（会議費）

第7条 会議費の支払いについては次に定める。

- （1）理事会・評議員会・委員会を開催した場合は旅費を支払うことができる。
- （2）理事会・評議員会・委員会を開催した場合は、4時間以上または19時以降の会議について食料費の実費を支払うことができる。ただし、日当を支払うことはできない。
- （3）理事会・評議員会・委員会を開催した場合で、食料費が支払われない場合について茶菓代実費を支払うことができる。

（委託事業等）

第8条 他団体からの委託事業や補助金・交付金等を受けて行う事業については、前記第1条から第7条までを適用しない。

第3章 委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、本協会が主催し理事会で承認された事業について、各委員会に以下の旅費・日当・指導費・講師料・会議費の支給について定める。

（技術委員会）

第2条 下記により旅費・日当・指導費・講師料・会議費を支払うことができる。ただし、日本サッカー協会・体育協会等の本協会以外の主催事業については、適用しない。

- （1）各種講習会や行事を開催し、役員として務めた場合には、旅費・日当を支払うことができる。
- （2）指導者講習会の講師をつとめた場合には、旅費・講師料を払うことができる。
- （3）T Cや国体の練習会で指導者を務めた場合には、旅費・宿泊費の他に指導費を支払うことができる。
- （4）指導者研修会等への参加は自己負担とする。
- （5）会議費は、本協会会議費規程に準ずる。

（審判委員会）

第3条 下記により旅費・日当・指導費・講師料・審判料・会議費を支払うことができる。ただし、日本サッカー協会・体育協会等の本協会以外の主催事業については、適用しない。

- （1）各種講習会や行事を開催し、役員として務めた場合には、旅費・日当を支払うことができる。
- （2）審判講習会の講師を務めた場合には、旅費・講師料を支払うことができる。
- （3）審判で派遣された場合は、派遣先から審判料及び旅費を受け取ることができる。
この場合の支出は、すべて派遣先の大会運営費から支払われる。
- （4）審判研修会等への参加は自己負担とする。
- （5）会議費は、本協会会議費規程に準ずる。
- （6）審判委員会へ審判を依頼する場合の審判料については、交通費の他に別に定める

審判料規程に準じて支払う。

別表（90分ゲームの場合）

主 催	主 審	副 審	第 4 審
日本サッカー協会	11, 137円	8, 909円	6, 682円
東海サッカー協会	8, 909円	6, 682円	4, 454円
岐阜県サッカー協会	4, 454円	3, 341円	2, 227円

（その他の委員会）

- 第4条 下記により旅費・日当・指導費・会議費を支払うことができる。ただし、中体連・高体連等の岐阜県サッカー協会以外の主催事業については、適用しない。
- (1) 各種講習会や行事を開催し役員として務めた場合には、旅費・日当を支払うことができる。
 - (2) 指導者を対象とした研修会の講師を務めた場合には、旅費・講師料を支払うことができる。ただし、日当と合わせて支払うことはできない。
 - (3) 各種研修会への参加は、自己負担とする。
 - (4) 会議費は、本協会会議費規程に準ずる。

第4章 表彰規程

（目的）

第1条 この規程は、本協会の振興に貢献した者、各種大会において優秀な成績を納めた者及び他の規範となった者の表彰について必要な事項を定める。

（対象）

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 協会功労者
本協会の役員として協会の発展に寄与した者。
- (2) 特別功労チーム
東海大会以上の大会において優勝又はそれに準ずる成績を納めたチーム。
- (3) 特別功労選手
各カテゴリーで、日本代表に選ばれ国際大会に出場または登録された者。
- (4) 優秀選手（ベスト11）及び最優秀選手
県内外の各種大会において活躍した者を、各種別毎に優秀選手（ベスト11）として選出し、その中の若干名を最優秀選手とする。
- (5) その他
前各号に準ずる功労又は優秀な成績を納めたと認められる者。

（選考および決定）

第3条 被表彰者は、会長又は各委員会によって推薦され、前条に基づき、理事会において決定する。

（時期）

第4条 表彰は年度末に行う。ただし、必要があると認められるときはその都度行う。

（方法）

第5条 表彰は、会長が賞状及び記念品を授与して行う。

付 則：この規程の実施のための必要な事項は、別に定める。

第5章 慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、本協会の慶弔にかかる供物等について定めるものとする。

(対象)

第2条 この規程の慶弔にかかる供物等は、本協会の役員本人又は親族の弔事、又は役員本人及び関係団体等の慶事の場合とする。

(供物等)

第3条 慶弔にかかる供物等については供花1対又は祝花、弔電又は祝電とする。

付 則：この規程の実施のための必要な事項は、別に定める。

第6章 改正

(規程の改廃)

第1条 規程の改廃は、理事会において決定する。

(改正)

2013年4月1日

2014年11月9日 第1章 第3条の変更

2014年3月12日 第1章 第2条(2)②を追加

一般財団法人岐阜県サッカー協会諸規程細則

旅費・宿泊費規程細則

- 距離1kmについて(20円)を上限として支払うことを原則とする。ただし、片道30kmを超える場合には、1kmについて(40円)を上限として支払うことを原則とする。
(2017年3月26日改訂)

表彰規程細則

- 協会功労者
 - 現在、本協会の役員であるものは対象としない。
 - 本協会の役員として3期以上在籍したものを対象とする。
 - 一度表彰を受けた者は再表彰しない。
 - 本協会の役員とは理事、評議員及び監事をいう。
- 特別功労チーム
 - 東海大会とは、東海4県が参加し、日本サッカー協会または東海サッカー協会の主催する大会とする。リーグ戦等で1部・2部とある場合は最高位のリーグとする。ただし、次の場合は表彰の対象としない。
 - 選抜チーム（TC大会やミニ国体等）による大会
 - リーグ戦入れ替えのための大会
 - それに準ずる成績とは、日本サッカー協会が主催する全国大会で、県予選あるいはブロック大会を勝ち抜いたチームが参加する大会で、ベスト8以上の成績とする。国民体育大会も対象とする。
 - 特別功労チームに対する表彰は、チーム・監督・選手に対して行う。
- 優秀選手（ベスト11）及び最優秀選手
 - 各種別毎に選考基準を設け、表彰を行うことができる。尚、大会やリーグ毎に表彰を行う場合は原則として賞状のみとする。
- 各種別委員会は、その年度の12月末までに被表彰者の名簿と資料を作成し、事務局へ提出するものとする。

慶弔規程細則

- 親族とは、本人の配偶者、本人の親および子をいう。
- 本協会の役員とは、理事、評議員及び監事をいう。
- その他社会通念的に協会の対応を必要とすると思われる場合は、理事会で協議決定する。
- 慶事の対象については、理事会で協議決定する。